

MVNO委員会の設置

1 設置の目的

MVNO事業者が交流し、情報を交換し、共有する課題等について行政等と意見を交換し、その解決を働きかける等の活動を通じて、モバイル市場における競争を促進し、サービスの多様化、料金の低廉化を促すことを目的としてMVNO委員会を設置する。

2 委員会規程の改正

(1) 委員会規程第2条（任務）第5号（市場監視委員会）の次に次の1号を加える。

6 MVNO委員会

- ・MVNO事業に関する情報収集、調査及び研究
- ・MVNO事業に関する政策及び制度に対する提言等

(2) 施行日 平成25年10月22日（理事会決議）

3 委員会規程の新旧対照表（※委員会規程全文は、参考2を参照のこと。）

改正後	現行
<p>（任務）</p> <p>第2条 協会に本条各号に定める委員会を設置し、それぞれ各号に規定する事項を任務とする。</p> <p>1 企画広報委員会 （略）</p> <p>2 政策委員会 （略）</p> <p>3 技術・サービス委員会 （略）</p> <p>4 サービス倫理委員会 （略）</p> <p>5 市場監視委員会 （略）</p> <p><u>6 MVNO委員会</u></p> <p><u>・MVNO事業に関する情報収集、調査及び研究</u></p> <p><u>・MVNO事業に関する政策及び制度に対する提言等</u></p>	<p>（任務）</p> <p>第2条 協会に本条各号に定める委員会を設置し、それぞれ各号に規定する事項を任務とする。</p> <p>1 企画広報委員会 （略）</p> <p>2 政策委員会 （略）</p> <p>3 技術・サービス委員会 （略）</p> <p>4 サービス倫理委員会 （略）</p> <p>5 市場監視委員会 （略）</p>

※下線部分が改正部分